

富士見市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富士見市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成18年条例第45号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用途制限規定の適用を受けない建築物)

第2条 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第3条第2項の規定により条例第4条第1項の規定の適用を受けない建築物について、同条第2項に規定する規則で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。

(1) 増築又は改築が基準時（法第3条第2項の規定により条例第4条第1項の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き条例第4条第1項の規定（同項の規定が改正された場合においては、改正前の同項の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。以下同じ。）における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項、第2項及び第7項並びに法第53条の規定に適合すること。

(2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(3) 増築後の条例第4条第1項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

2 法第3条第2項の規定により条例第4条第1項の規定の適用を受けない建築物について、同条第2項に規定する規則で定める範囲は、移転については、次に定めるところによる。

(1) 移転が同一敷地内におけるものであること。

(2) 移転が交通上、安全上、防火上、避難上、衛生上及び市街地の環境の保全上支障がないと市長が認めるものであること。

3 法第3条第2項の規定により条例第4条第1項の規定の適用を受けない建築物について、同条第2項に規定する規則で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、これらの修繕又は模様替の全てとする。

(容積率及び建蔽率の算定の特例)

第3条 条例第3条に規定する区域のうち、地区施設道路を含む敷地に係る容積率及び建蔽率の算定については、法第52条及び第53条の規定中「敷地面積」を「敷地面積から地区施設道路部分の面積を減じた面積」と読み替えて準用する。

(確認申請書に添付する調書等)

第4条 次に掲げる建築物の確認を申請する場合には、不適格建築物調書(様式第1号)並びに基準時における建築物の配置図(建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第1条の3第1項の表に掲げる配置図をいう。)及び各階平面図(同表に掲げる各階平面図をいう。)を確認申請書に添付しなければならない。

- (1) 条例第4条第2項の規定に基づく制限の緩和の適用を受ける建築物
- (2) 条例第10条において準用する条例第4条第1項の規定により用途の変更をする建築物

(許可の申請等)

第5条 条例第11条の規定による許可(以下「許可」という。)を受けようとする者は、許可申請書(様式第2号)に関係図書(建築基準法施行規則第1条の3第1項の表に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図、2面以上の立面図及び2面以上の断面図をいう。)その他市長が必要と認める書面を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請について許可をしたときは、許可通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

3 許可を受ける前に第1項の規定による申請の取下げをしようとする者は、申請取下届(様式第4号)により市長に届け出なければならない。

(建築主の変更の届出)

第6条 許可を受けた建築物の工事完了前に建築主に変更があったときは、建築主は、名義変更届(様式第5号)に許可通知書を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。

(工事の取止めの届出)

第7条 建築主（前条の規定による変更の届出があった場合には、変更後の建築主）は、許可を受けた建築物の工事の全部又は一部を取り止めたときは、速やかに工事取止届（様式第6号）に許可通知書を添えて、市長に届け出なければならない。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。